内閣官房令

○内閣官房令第六号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十四　略］ 十五　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十六　［略］	（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十四　同上］ ［号を加える。］ 十五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（記載事項） **第一条**　［略］ ［2　略］	（記載事項） **第一条**　［同上］ ［2　同上］